

○無線局免許手続規則第十条の二第一項の規定に基づく陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号（平成二十三年総務省告示第五百二十号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後

改正前

【削る】

1 MCA陸上移動通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロック番号に、表2に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロック番号が1桁であるときは、十の位に0を付して表示する。

(表示例) P 0 1 P 1 2 A B V

表 1

記号	周波数
分類記号 ブロック番号 (N)	
P 1～10	$930.025 + (2N - 2) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ $(0 \leq i \leq 7)$ $f = 930.025 + (2N - 1) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ $(0 \leq i \leq 7)$ の式により与えられる16波
P 11～25	$f = 934.025 + (2N - 22) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ $(0 \leq i \leq 7)$

		$934.025 + (2N - 21) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz} \quad (0 \leq i \leq 7)$ <p>の式により与えられる 16 波 (ただし、ブロック番号 25 においては、939MHz を除く 15 波)</p>
P	26～35	$934.0125 + (2N - 52) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz} \quad (0 \leq i \leq 7)$ $f = 934.0125 + (2N - 51) \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz} \quad (0 \leq i \leq 7)$ <p>の式により与えられる 16 波</p>
P	36～50	$934.0125 + (2N - 72) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz} \quad (0 \leq i \leq 7)$ $f = 934.0125 + (2N - 71) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz} \quad (0 \leq i \leq 7)$ <p>の式により与えられる 16 波</p>
Q	1～50	<p>同一ブロック番号に対応する記号 P 1～P 50 の周波数にそれぞれ 6.25kHz を加えて与えられる 16 波 (ただし、ブロック番号 25 においては 940.00625MHz、ブロック番号 50 においては 939.99375MHz をそれぞれ除く 15 波)</p>
B	1～50	<p>同一ブロック番号に対応する記号 P 1～P 50 の周波数からそれぞれ 80MHz を減じて与えられる 16 波 (ただし、ブロック番号 25 においては、860MHz を除く 15 波)</p>
C	1～50	<p>同一ブロック番号に対応する記号 Q 1～Q 50 の周</p>

	波数からそれぞれ 80MHz を減じて与えられる 16 波 (ただし、ブロッック番号 25 においては 860.00625MHz、ブロッック番号 50 においては 859.99375MHz をそれぞれ除く 15 波)
--	---

注 1 N はブロッック番号とする。

2 f は周波数とする。

3 i は整数とする。

表 2

記号	周波数
ABV	記号 P 1 ~ P 50 及び Q 1 ~ Q 50 の周波数 1597 波

2 デジタルMC A陸上移動通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表 1 及び表 2 に掲げるとおりとし、表示の方法は、表 1 に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロッック番号に、表 2 に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表 1 に掲げるブロッック番号が 1 桁であるときは、十の位に 0 を付して表示する。

(表示例) X 0 5 X 3 1 DBV

表 1

記号	周波数

デジタルMC A陸上移動通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表 1 及び表 2 に掲げるとおりとし、表示の方法は、表 1 に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロッック番号に、表 2 に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表 1 に掲げるブロッック番号が 1 桁であるときは、十の位に 0 を付して表示する。

(表示例) X 0 5 X 3 1 DBV

表 1

記号	周波数

分類記号	ブロック番号	
X	1～20	$f = 930\text{MHz} + N \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波
X	21～50	$f = 934\text{MHz} + (N - 20) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波 (ただし、ブロック番号50においては、940MHzを除く7波)
J	1～50	同一ブロック番号に対応する記号X 1～X 50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる8波 (ただし、ブロック番号50においては、860MHzを除く7波)

注 1 Nはブロック番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

表 2

記号	周波数
DBV	記号X 1～X 50の周波数 399波

分類記号	ブロック番号	
X	1～20	$f = 930\text{MHz} + N \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波
X	21～50	$f = 934\text{MHz} + (N - 20) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波 (ただし、ブロック番号50においては、940MHzを除く7波)
J	1～50	同一ブロック番号に対応する記号X 1～X 50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる8波 (ただし、ブロック番号50においては、860MHzを除く7波)

注 1 Nはブロック番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

表 2

記号	周波数
DBV	記号X 1～X 50の周波数 399波

附 則

この告示は、公布の日から施行する。